

秩父地域集約化団地協会明確化事業補助金 Q&A

(令和4年4月12日現在)

秩父地域集約化団地協会明確化事業補助金の取り扱いは、秩父地域集約化団地協会明確化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、本Q&Aによるものとします。

1. 交付申請関係（交付要綱第5条関係）

(問1-1) 交付申請の回数制限はあるのか。

(回答)

改正し、令和4年度は回数制限をなくしました。

(問1-2) 交付申請の添付書類はなにか。また様式はあるのか

(回答)

以下のとおりです。

- ・事業実施箇所を示した位置図（1/5000程度）

(問1-3) 交付申請期限はいつまでか。

(回答)

令和5年1月31日までです。

2. 交付決定関係（交付要綱第6条関係）

(問2-1) 交付決定に当たり付す条件とは具体的に何か。

(回答)

交付要綱等関係法令の遵守、会計等関係書類の整備・5年間の保存などになります。

3. 変更交付申請等関係（交付要綱第7条関係）

(問3-1) 変更交付申請が必要となる申請内容の変更とは何か。

(回答)

以下のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 事業費の3割以上の増減
- (2) 事業量の3割以上の増減

4. 実績報告関係（交付要綱第8条関係）

(問4-1) 実績報告書に必要な添付書類は何か。また様式はあるのか

(回答)

実績報告書の添付書類、様式は次のとおりです。

- (1) 事業完了後の写真
- (2) 実測図及び測量野帳
- (3) 境界に関する所有者の同意書事業完了後の写真 (任意様式)

(問4-2) 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日となります。

5. その他

(問5-1) 要望に基づいて予算配分するのか。

(回答)

令和4年度は先着順とします。

※このQ&Aは随時更新する予定です。最新のQ&Aをご確認ください。